

令和3年第3回定例会会議録 17日目

◇ 招集年月日 令和3年9月24日

◇ 招集場所 松野町議場

◇ 招集議員 7名（応招 7名・不応招 0名）

◇ 出席議員

議席 番号	氏名	応 不	出 欠	議席 番号	氏名	応 不	出 欠
1	村尾重利	応	出	5	森岡健治	応	出
2	関本豊	〃	〃	6	加藤康幸	〃	〃
3	山下智恵	〃	〃	7	赤松紀幸	〃	〃
4	近藤由美子	〃	〃				

正・副議長	氏名
議長	村尾重利
副議長	関本豊

事務局職員	氏名
事務局長	大谷吉廣
書記	岡崎智恵子

◇ 開 会

議長、令和3年第3回定例会第17日目を宣告（9：29）

◇ 会議録署名議員

議長、次の両議員を指名

議席番号	氏 名
4 番	近 藤 由美子
5 番	森 岡 健 治

◇ 会期の決定

表紙に記載のとおり

◇ 議事諸報告

(1) 提出案件及び議事日程

あらかじめ配布している議事日程のとおり

職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	坂 本 浩	会計管理者兼出納室長	芝 吉 彦
副 町 長	八十島 温 夫	建設環境課長	谷 口 健 二
教 育 長	三 好 秀 二	町 民 課 長	久保田 忠
総 務 課 長	友 岡 純	保健福祉課長	上 本 恵 子
防 災 安 全 課 長	中 井 和 彦	教 育 課 長	森 本 秀 行
ふるさと創生課長	井 上 靖	代表監査委員	榎 本 孝 幸
農 林 振 興 課 長	小 西 亨		

議	長	<p>これから本日の会議を開きます。 (9:29)</p> <p>続いて本日の議事日程を報告します。</p> <p>本日の議事日程は、あらかじめ配布しております議事日程表のとおりです。</p> <p>御承知をお願いします。</p> <p>次に、地方自治法第121条第1項の規定により、本日の会議に出席する者は、お手元に配布しております一覧表のとおりです。</p> <p>御承知をお願いします。</p>
議	長	<p>日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。</p> <p>本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、4番近藤由美子議員、5番森岡健治議員を指名します。</p>
議	長	<p>日程第2 報告第9号「専決処分の報告について（損害賠償の額を定めること）」を議題とします。</p> <p>町長に報告を求めます。</p>
坂本町	長	「議長」
議	長	「坂本町長」
坂本町	長	<p>それでは報告第9号「専決処分の報告について（損害賠償の額を定めること）」について、御説明を申し上げます。</p> <p>本案は、公用車による物損事故に係る損害賠償の事案でありまして、地方自治法第180条第1項及び、議会の委任による町長の専決処分事項の指定についての規定に基づきまして、令和3年9月14日付けで専決処分を行いましたので、地方自治法第180条第2項の規定により御報告するものであります。</p> <p>事故の概要を申し上げますと、去る令和3年8月25日午前9時30分ごろ、本町松丸のJAえひめ南松野支所の敷地内駐車場におきまして、職員が運転する車両が停止している別の車両に接触をして、破損をさせたものです。</p> <p>当事故による損害賠償額は10万7千100円で、加入している自動車保険にて対応し、相手方の車両修理等は完了しているところでご</p>

	<p>ざいます。</p> <p>このたびは、このような事故を起こしてしまいまして大変申し訳ございません。いま1度、安全運転について、職員に指導を十分に行い、今後このような事故を起こさないよう、取り組んで参りたいと思います。</p> <p>以上、御報告といたします。</p>
議 長	<p>これから、本報告に対する質疑を行います。</p> <p>(質疑 ～ なし)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>以上で、報告第9号の報告を終わります。</p>
議 長	<p>日程第3 認定第1号「令和2年度松野町一般会計歳入歳出決算の認定について」以下、日程番号の順を追い、</p>
議 長	<p>日程第9 認定第7号「令和2年度松野町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」までの7会計の決算を一括議題とします。</p> <p>各常任委員長から委員会審査の経過並びに結果について報告を願います。</p> <p>最初に、山下総務常任委員長。</p>
山下総務委員長	<p>「議長」</p>
議 長	<p>「山下総務常任委員長」</p>
山下総務委員長	<p>総務常任委員会における審査の結果並びに経過について、御報告申し上げます。</p> <p>当委員会に付託されました案件は、認定第1号「令和2年度松野町一般会計歳入歳出決算の認定について」ほか、5件の認定案件についてであります。</p> <p>これらの審査に当たりましては、当局の説明を聴取し、慎重に審査いたしました結果、いずれも全会一致で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。</p> <p>それでは、審査の過程において特に議論となりました内容につきまして</p>

して、御報告を申し上げます。

まず、認定第1号「令和2年度松野町一般会計歳入歳出決算の認定について」は、総務課、ふるさと創生課、町民課、吉野生支所、防災安全課、出納室、保健福祉課、教育課から、それぞれ所管する令和2年度一般会計における決算の内容について説明がありました。

まず、総務課の審査においては、住民アンケートの内容検討について、過疎対策事業債の当初計画からの変更内容について、入札参加資格審査電子申請システムの申請件数について、職員定員管理に対する考えについて、などの質問があり、それぞれ担当課から回答を受けました。

次に、ふるさと創生課の審査においては、高齢者外出支援実証事業について、コミュニティバス路線等の見直しについて、町内定住希望者の土地取得に対する支援について、森の国松野町まち・ひと・しごと創生総合戦略評価報告書について、地方創生に対する考えについて、などの質問があり、それぞれ理事者及び担当課から回答を受けました。

次に、町民課及び吉野生支所の審査においては、特に質問もなく、審査を終了しました。

次に、防災安全課の審査においては、衛生用品等の避難所用備蓄物資の購入について質問があり、担当課からそれぞれ回答を受けました。

次に、出納室の審査においては、特に質問もなく、審査を終了しました。

次に、保健福祉課の審査においては、高齢者共同生活住宅の入居希望状況及び募集方法について、歯周疾患検診の対象者数と検診継続の考えについて、胸部・がん検診の精密検査受診率について、健康教育における歩行困難者の対応について、口腔ケアに対する住民への注意喚起について、などの質問があり、それぞれ担当課から回答を受けました。

次に、教育課の審査においては、スポーツ交流センターの雨漏りの対応について、史跡河後森城跡の出土品展示について、過疎高齢化に伴う自治組織の将来像について質問があり、それぞれ理事者及び担当課から回答を受けました。

続いて、町民課が所管する認定第2号「令和2年度松野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」では、保険給付費等交付金のうち保険者努力支援分の内容と交付状況について、国保医療負担割合と対象者の状況について質問があり、それぞれ担当課から回答を受けました。

続いて、中央診療所が所管する認定第3号「令和2年度松野町国民健康保健中央診療所特別会計歳入歳出決算の認定について」では、特に質問もなく、審査を終了しました。

続いて、町民課が所管する認定第5号「令和2年度松野町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について」では、貸付金償還業務期限到来に伴う特別会計継続について質問があり、担当課から回答を受けました。

続いて、保健福祉課が所管する認定第6号「令和2年度松野町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」では、コロナ禍における心身機能低下者への対応について、終末期における在宅福祉サービスに対する考えについて質問があり、担当課から回答を受けました。

続いて、町民課が所管する認定第7号「令和2年度松野町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」では、特に質問もなく、審査を終了しました。

以上、認定第1号、第2号、第3号、第5号、第6号、第7号の本委員会における審査の過程を御報告いたしました。このほかにも様々な意見や要望が出されました。

当局におかれましては、こうした指摘や意見に十分に留意され、今後の事務執行に当たられますよう要請し、総務常任委員会の報告を終わります。

<p>議 長 関本産業委員長 議 長 関本産業委員長</p>	<p>よろしく御賛同を賜われますようお願い申し上げます。</p> <p>質疑を省略し、次に、関本産業常任委員長。</p> <p>「議長」</p> <p>「関本産業常任委員長」</p> <p>産業常任委員会における審査の結果並びに経過について、御報告申し上げます。</p> <p>当委員会に付託されました案件は、認定第1号「令和2年度松野町一般会計歳入歳出決算の認定について」及び認定第4号「令和2年度松野町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について」の2件の認定案件であります。</p> <p>これらの審査に当たりましては、当局の説明を聴取し、慎重に審査いたしました結果、いずれも全会一致で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。</p> <p>それでは、審査の過程において次に議論となりました内容につきまして、御報告申し上げます。</p> <p>まず、認定第1号「令和2年度松野町一般会計歳入歳出決算の認定について」は、農林振興課、ふるさと創生課、建設環境課、それぞれが所管する令和2年度一般会計における決算の内容について説明がありました。</p> <p>まず、農林振興課の審査において、委員からは、総合営農指導拠点施設作業場における作業内容と今後の活用について、高齢者等肉用牛貸付けに係る基金等の実態について、特産品振興支援事業の実績内容の詳細について、有害鳥獣の生態について、まきステーションに導入した林業用運搬車等の利用状況について、などの質問があり、それぞれ担当課から回答を受けました。</p> <p>次に、ふるさと創生課の審査においては、虹の森公園レジシステム更新に伴う業務改善状況について、滑床養魚場の収支見通しについて質問があり、それぞれ担当課から回答を受けました。</p> <p>次に、建設環境課の審査においては、ごみ分別の周知徹底とプラス</p>
--	--

	<p>チックの適正処理について質問があり、それぞれ担当課から回答を受けました。</p> <p>続いて、建設環境課が所管する認定第4号「令和2年度松野町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について」は、特に質問もなく、審査を終了しました。</p> <p>以上、認定第1号、第4号の本委員会における審査の過程を御報告いたしました。このほかにも様々な意見や要望が出されました。</p> <p>当局におかれましては、こうした指摘や意見に十分に留意され、今後の事務執行に当たられますよう要請し、産業常任委員会の報告を終わります。</p> <p>よろしく御賛同を賜われますようお願い申し上げます。</p>
議 長	<p>質疑を省略し、続いて、討論採決を行います。</p> <p>討論採決は会計ごとに行います。</p> <p>はじめに、認定第1号の討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>(反対討論 ～ なし)</p>
議 長	<p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>(賛成討論 ～ なし)</p>
議 長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、認定第1号を採決します。</p> <p>本決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。</p> <p>お諮りします。</p>
議 長	<p>本決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(起立 ～ 全員)</p> <p>起立全員です。</p> <p>したがって、認定第1号「令和2年度松野町一般会計歳入歳出決算の認定について」は認定することに決定しました。</p> <p>続いて、認定第2号の討論を行います。</p>

議 長	<p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>(反対討論 ～ なし)</p> <p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>(賛成討論 ～ なし)</p>
議 長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、認定第2号を採決します。</p> <p>本決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。</p> <p>お諮りします。</p> <p>本決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(起立 ～ 全員)</p>
議 長	<p>起立全員です。</p> <p>したがって、認定第2号「令和2年度松野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」は、認定することに決定しました。</p> <p>続いて、認定第3号の討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>(反対討論 ～ なし)</p>
議 長	<p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>(賛成討論 ～ なし)</p> <p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、認定第3号を採決します。</p> <p>本決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。</p> <p>お諮りします。</p>
議 長	<p>本決算を、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(起立 ～ 全員)</p> <p>起立全員です。</p> <p>したがって、認定第3号「令和2年度松野町国民健康保険中央診療所特別会計歳入歳出決算の認定について」は、認定することに決定し</p>

議 長	<p>ました。</p> <p>続いて、認定第4号の討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>(反対討論 ～ なし)</p> <p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>(賛成討論 ～ なし)</p>
議 長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、認定第4号を採決します。</p> <p>本決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。</p> <p>お諮りします。</p> <p>本決算を、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(起立 ～ 全員)</p>
議 長	<p>起立全員です。</p> <p>したがって、認定第4号「令和2年度松野町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について」は、認定することに決定しました。</p> <p>続いて、認定第5号の討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>(反対討論 ～ なし)</p>
議 長	<p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>(賛成討論 ～ なし)</p> <p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、認定第5号を採決します。</p> <p>本決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。</p> <p>お諮りします。</p> <p>本決算を、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(起立 ～ 全員)</p>
議 長	<p>起立全員です。</p>

<p>議 議</p>	<p>したがって、認定第5号「令和2年度松野町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について」は、認定することに決定しました。</p> <p>続いて、認定第6号の討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>(反対討論 ～ なし)</p> <p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>(賛成討論 ～ なし)</p>
<p>議</p>	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、認定第6号を採決します。</p> <p>本決算に対する委員長報告は、認定とするものです。</p> <p>お諮りします。</p> <p>本決算を、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(起立 ～ 全員)</p>
<p>議 議</p>	<p>起立全員です。</p> <p>したがって、認定第6号「令和2年度松野町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」は、認定することに決定しました。</p> <p>最後に、認定第7号の討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>(反対討論 ～ なし)</p> <p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>(賛成討論 ～ なし)</p> <p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、認定第7号を採決します。</p> <p>本決算に対する委員長報告は、認定とするものです。</p> <p>お諮りします。</p> <p>本決算を、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。</p>

議 長	<p>(起立 ～ 全員)</p> <p>起立全員です。</p> <p>したがって、認定第7号「令和2年度松野町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」は、認定することに決定しました。</p>
議 長	<p>日程第10 諮問第1号「松野町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題とします。</p> <p>議案書を配布します。</p> <p>しばらくお待ちください。</p> <p>町長に提案理由の説明を求めます。</p>
坂 本 町 長	「議長」
議 長	「坂本町長」
坂 本 町 長	<p>それでは諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」御説明を申し上げます。</p> <p>本案は、本町の人権擁護委員のうち、山崎修氏が、令和3年12月31日をもって任期満了となることから、後任に山田寛二氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。</p> <p>山田氏は、地域の方々の身近な相談相手として適切な助言を行うなど、住民からの信望が厚く、その人格識見ともに高い人物であります。また、愛媛県人権対策協議会松野支部の監事などを務めるなど、人権に対する理解と見識、実績を兼ね備えておられます。</p> <p>よろしく御審議の上、御意見を賜りますようお願い申し上げます。</p>
議 長	<p>これよりしばらくの間休憩します。</p> <p>各議員は委員会室で、本案に対する意見を調整してください。</p> <p style="text-align: right;">(9 : 56)</p>
議 長	<p>(休憩 9 : 56 ～ 再開 10 : 00)</p> <p>休憩前に引き続き会議を開きます。 (10 : 00)</p> <p>お諮りします。</p>

議	<p>ただ今議題となっております、諮問第1号は、諮問のとおり答申したいと思います。</p> <p>御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、諮問第1号「松野町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」は、諮問のとおり答申することに決定しました。</p>
議	<p>日程第11 議案第48号「松野町教育委員会教育長の任命同意について」を議題とします。</p> <p>議案書を配布します。</p> <p>しばらくお待ちください。</p> <p>町長に提案理由の説明を求めます。</p>
坂本町	長
議	長
坂本町	長
議	<p>「議長」</p> <p>「坂本町長」</p> <p>それでは議案第48号「松野町教育委員会教育長の任命同意について」提案理由の説明を申し上げます。</p> <p>本案は、本町の教育委員会教育長の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づきまして、議会の同意をお願いするものでございます。</p> <p>三好秀二教育長につきましては、本町の教育文化行政の推進はもとより、町政伸展に多大な御尽力を賜っているところでございます。</p> <p>今回10月7日をもってその任期が満了することから、人格、識見高く、教育、学術及び文化に深く精通されている三好秀二氏に引き続いて、任命いたしたく同意をお願いするものでございます。</p> <p>なお任期につきましては、令和3年10月8日から令和6年10月7日までであります。</p> <p>よろしく御審議をいただき、同意を賜りますようお願いを申し上げます。</p> <p>お諮りします。</p>

議	<p>本案は人事案件ですので、先例により質疑討論を省略したいと思います。</p> <p>御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、質疑討論を省略することに決定しました。</p> <p>これから、議案第48号を採決します。</p> <p>本案について、原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。</p>
議	<p>(起立 ~ 全員)</p> <p>起立全員です。</p>
議	<p>したがって、議案第48号「松野町教育委員会教育長の任命同意について」は可決することに決定しました。</p>
議	<p>日程第12 議案第49号「松野町教育委員会委員の任命同意について」を議題とします。</p> <p>議案書を配布します。</p> <p>しばらくお待ちください。</p>
坂本町長	<p>町長に提案理由の説明を求めます。</p>
議	<p>「議長」</p>
坂本町長	<p>「坂本町長」</p>
	<p>それでは議案第49号「松野町教育委員会教育委員の任命同意について」提案理由の御説明を申し上げます。</p> <p>本案は、本町の教育委員会教育委員の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づきまして、議会の同意を求めるものであります。</p> <p>今回お願いする杉本光氏につきましては、平成30年10月1日から教育委員に御就任いただきまして、町教育行政に御尽力を賜って参りました。</p> <p>本年11月3日をもってその任期を満了することから、人格高潔に</p>

議	<p>して学術及び文化に識見豊かであり、教育行政の経験豊富な杉本光氏に引き続いて御就任をお願いしたく、教育委員の任命について議会の同意をお願いするものであります。</p> <p>なお任期につきましては、令和3年11月4日から令和7年11月3日までであります。</p> <p>よろしく御審議をいただき、同意を賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>お諮りします。</p> <p>本案は人事案件ですので、先例により質疑討論を省略したいと思います。</p> <p>御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、質疑討論を省略することに決定しました。</p> <p>これから、議案第49号を採決します。</p> <p>本案について、原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(起立 ～ 全員)</p>
議	<p>起立全員です。</p> <p>したがって、議案第49号「松野町教育委員会委員の任命同意について」は可決することに決定しました。</p>
議	<p>日程第13 意見第1号「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書」を議題とします。</p> <p>提案者に趣旨説明を求めます。</p>
3番 山下	<p>「議長3番」</p> <p>「3番、山下智恵議員」</p>
3番 山下	<p>今回提出しております、「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書」について、意見書を朗読し、趣旨説明といたします。</p>

「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書」

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている。この中で、地方財政は、来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増嵩が見込まれる社会保障等への対応に迫られており、このためには、地方税財源の充実が不可欠である。

よって、国においては、令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

1 令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。

2 固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、断じて行わないこと。また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた固定資産税等に係る特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

3 令和3年度税制改正により講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとすること。

4 令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、更なる延長は断じて行わな

		<p>いこと。</p> <p>5 炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。</p> <p>以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。</p> <p>令和3年9月24日提出者、松野町議会議員山下智恵賛成者、松野町議会議員関本豊同じく、赤松紀幸同じく、加藤康幸同じく、森岡健治同じく、近藤由美子提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、経済再生担当大臣、まち・ひと・しごと創生担当大臣以上、提出いたします。</p>
議	長	<p>これから、本案に対する質疑を行います。</p> <p>(質疑 ～ なし)</p>
議	長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>続いて、本案に対する討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>(反対討論 ～ なし)</p>
議	長	<p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>(賛成討論 ～ なし)</p>
議	長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただいま議題となっております意見第1号は、即決したいと思えます。</p> <p>御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議	長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、意見第1号は即決することに決定しました。</p> <p>これから、意見第1号を採決します。</p> <p>本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(起立 ～ 全員)</p>

議	長	<p>起立全員です。</p> <p>したがって、意見第1号「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書」は、原案のとおり可決されました。</p> <p>ただいま可決した意見書は、直ちに関係機関に送付することにします。</p>
議	長	<p>日程第14 「議会運営委員会の閉会中の継続調査の件」を議題とします。</p> <p>お手元に配布のとおり、議会運営委員長から、閉会中の継続調査の申し出があります。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議会運営委員長からの申し出のとおり、承認することに御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議	長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議会運営委員会の所掌事務については、申し出のとおり、閉会中も継続して行うことに決定しました。</p>
議	長	<p>これで会議を閉じます。(10:17)</p> <p>町長から閉会挨拶の申し出がありますので、これを許したいと思います。</p>
坂本町	長	<p>「議長」</p>
議	長	<p>「坂本町長」</p>
坂本町	長	<p>それでは第3回定例議会の閉会に当たりまして、議長のお許しをいただきましたので、一言御挨拶を申し上げます。</p> <p>議員各位におかれましては、今月8日の議会開会から本日までの会期中、慎重かつ活発な議論を賜り、令和2年度決算認定をはじめ全議案を全会一致で可決承認いただきましたことに深く感謝を申し上げます。</p> <p>審議の中で、議員各位から賜りました貴重な御意見や御提言は、今後の町政の指針として、施策推進や予算編成に反映して参ります。</p>

<p>議 長</p>	<p>また、今回お認めいただいた補正予算の事業につきましても、早期に着手して、効果的に実施していきたいと考えております。</p> <p>さて、国民の生活に深刻な影響をもたらしているコロナ感染症ですが、都市部を中心に発令されている緊急事態宣言が、今月末で解除の見通しとなるなど、終息に向けた兆しが見え始めました。しかしながら、ワクチン接種後のブレークスルー感染や12歳未満の子供たちの感染増加など、まだまだ油断はできない状況です。町民の皆様には引き続き、マスクの着用や人流の抑制など、感染回避行動を徹底していただくように、御協力をお願い申し上げます。</p> <p>また、国政におきましては、政権与党である自民党の総裁選が実施されており、新しい総理総裁のもとで、遅くとも11月中には衆議院議員選挙が行われます。ウィズコロナの時代の重要な選択となりますので、議員各位には、投票率の向上へ向けての周知啓発に御協力をお願いいたします。</p> <p>御承知のとおり、新庁舎の建設工事が順調に進んでおり、新庁舎の供用開始事業スタートの時期は来年の2月を予定しております。このため、この議場で行う定例議会は、12月が最後となり、令和4年3月の第1回定例議会は、新庁舎の新しい議場で開会されることとなります。松野町の長い歴史の中で、幾多の重大な決断がなされてきたこの議場がなくなることに寂しさを感じますけれども、新しい庁舎がその機能を十分に発揮できるように、今後の移転作業に向けて万全を期す所存でありますので、よろしくをお願いいたします。</p> <p>最後になりましたが、議員各位におかれましては健康に十分留意され、更なる御支援御協力をお願い申し上げまして、議会閉会の御挨拶といたします。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>以上で、令和3年第3回松野町議会定例会を閉会します。</p> <p style="text-align: right;">(10:20)</p>
------------	--

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

松野町議会議長 村尾 重利

第 1 日目 松野町議会議員 関本 豊

同 上 山下 智恵

第 1 6 日目 松野町議会議員 近藤 由美子

同 上 森岡 健治